

お知らせ

❖十和田市役所の住所

〒034-8615
十和田市西十二番町6番1号

❖十和田市役所の電話番号

(代表) 0176-23-5111

※土・日曜日、休日は閉庁

❖市ホームページ

<https://www.city.towada.lg.jp/>

QRコードはこちら▶



QRコードはQRデンソーウェブの登録商標です。

❖お知らせの表記

申…申込先

問…問い合わせ先

「申し込み方法(★)」…申請書や申込書などは、担当課に備え付けまたは市ホームページからダウンロードできます。

※費用の記載がないものは無料です。

乱丁・落丁がある場合はお取り換えしますので、ご連絡ください。

暮らし

督促手数料を廃止します

4月1日(水)以降に発送する市の歳入の督促状に係る督促手数料(100円)を廃止します。

対象 市税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、霊園管理手数料、上下水道料金など

※3月31日(火)以前に発送した督促状に係る督促手数料は、引き続き納付が必要です。

問 収納課 ☎ 0176-51-6760、
0176-51-6761

市・県民税の申告はお早めに

市・県民税の申告期限は、3月16日(月)です。例年期限間近になると会場が混雑しますので、早めに申告を済ませるようお願いいたします。

申告相談をする場合は、必要書類(収支内訳書など)を、必ず整理・集計して持参ください。

問 税務課 ☎ 0176-51-6766、
0176-51-6767

粗大ごみ、大量のごみを出すときはルールを守りましょう

▶粗大ごみ(指定のごみ袋に入らない大きさのごみ)

- ごみの収集場所には出せません。
- まだ使えるものはリサイクルショップなどを利用しましょう。

▷処理方法(いずれも有料)

- 十和田粗大ごみ処理施設へ自己搬入する…処理料:10kgごとに20円
- まちづくり支援課で事前申し込みをして収集を依頼する(玄関先に搬出してください)…処理料:一辺の最大の長さが120cm以上のもの1,100円、120cm未満のもの550円
- 一般廃棄物処理業許可業者へ依頼する。

▶大量のごみ

- 収集場所に2、3個ずつ、数回に分けて出しましょう(大量に出すと他の人がごみを出せません)。

▷その他の処理方法(いずれも有料)

- 十和田ごみ焼却施設や十和田粗大ごみ処理施設へ自己搬入する…処理料:種類別10kgごとに20円
- 一般廃棄物処理業許可業者へ依頼する。

ごみ焼却施設からのお願い

ごみを焼却した灰の中に、燃え残った針金などが見受けられます。正しく分別しないと焼却炉に負担がかかります。正しい分別・ごみの減量・生ごみの水切りなど、引き続きご協力をお願いします。



▲燃え残った針金など

問 まちづくり支援課 ☎ 0176-51-6726

【ごみの自己搬入について】十和田地域広域事務組合 ☎ 0176-28-2654

道路の異常を発見したら

道路上の穴、側溝やガードレールの破損などを見つけた場合には、情報提供をお願いします。

また、町内会を対象に道路補修用の砕石などを支給しています。

■国道、県道、市道の異常の報告先

国土交通省道路緊急ダイヤル(＃9910)(LINE)▶



市道については、市LINE公式アカウントからも報告できます▶



■砕石などの支給について

詳しくは市ホームページをご覧ください▶



問 土木課 ☎ 0176-51-6730

十和田市セーフコミュニティ防災キャンペーン

市セーフコミュニティ防災対策部会では、住宅火災の予防や防災意識向上を図るため、キャンペーンを実施します。

とき 3月14日(土) 午前10時～正午

ところ イオンスーパーセンター 十和田店 専門店街共有スペース

内容 ▶防災グッズが当たるカプセルトイ(市LINE公式アカウントに登録した人のみ参加できます)▶不要な消火器の回収(1台当たり1,100円(税込み))など
※海外製の消火器やスプレータイプの簡易消火具は回収できません。

問 まちづくり支援課

☎ 0176-51-6777

